

# 山口東京理科大学調査特別委員会審査日程

日 時 平成30年5月22日（火）

午後1時

場 所 第1委員会室

## ～審査内容～

- 1 承認第9号 山口東京理科大学薬学部増築工事（A棟建築主体工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について（大学）
- 2 承認第10号 山口東京理科大学薬学部増築工事（A，B棟機械設備工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について（大学）
- 3 承認第11号 山口東京理科大学薬学部増築工事（A，B棟電気設備工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について（大学）
- 4 承認第12号 山口東京理科大学薬学部増築工事（C棟建築主体工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について（大学）
- 5 承認第13号 山口東京理科大学薬学部増築工事（A，B棟機械設備工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について（大学）
- 6 報告事項 指名停止事案の発生報告について（監理室）

## 承認第9号 資料

区分	A棟建築主体工事
直接工事費計	増減なし
その他諸経費(共通仮設費、現場管理費等)	16,000,000
工事価格	16,000,000
消費税相当額	1,280,000
請負工事費 A	17,280,000
変更契約額 $A \times \text{落札率} (\approx 0.9005)$	15,562,800

## 承認第10号 資料

区分	A, B棟機械設備工事
直接工事費計	増減なし
その他諸経費(共通仮設費、現場管理費等)	5,000,000
工事価格	5,000,000
消費税相当額	400,000
請負工事費 A	5,400,000
変更契約額 $A \times \text{落札率} (\approx 0.8025)$	4,330,800

## 承認第11号 資料

区分	A, B棟電気設備工事
直接工事費計	増減なし
その他諸経費(共通仮設費、現場管理費等)	2,700,000
工事価格	2,700,000
消費税相当額	216,000
請負工事費 A	2,916,000
変更契約額 $A \times \text{落札率} (\approx 0.8384)$	2,440,800

## 承認第12号 資料

区分	C棟建築主体工事
設計図面に記載があつて見積参考資料に記載がなかつたもの (内装パネル数量の追加)	7,619,320
大学要望によるもの (実験室の追加、観測窓・ねずみ返しの追加)	9,245,120
備品の取付に伴うもの (下地補強パネル・コンセントボックスの追加)	5,720,320
B棟、C棟の持合いの見直しによるもの (エキスパンションジョイント(伸縮継手)工事の追加)	1,776,800
直接工事費計	24,361,560
その他諸経費(共通仮設費、現場管理費等)	16,038,440
工事価格	40,400,000
消費税相当額	3,232,000
請負工事費 A	43,632,000
変更契約額 $A \times \text{落札率} (\approx 0.9761)$	42,589,800

## 承認第13号 資料

区分	A, B棟機械設備工事
実験排気設備の総合調整費の削除	▲ 426,450
設計図面に基づく実施数量の精算	▲ 501,048
直接工事費計	▲ 927,498
その他諸経費(共通仮設費、現場管理費等)	▲ 72,502
工事価格	▲ 1,000,000
消費税相当額	▲ 80,000
請負工事費 A	▲ 1,080,000
変更契約額 $A \times \text{落札率} (\approx 0.8025)$	▲ 874,800

山 大 第 1 6 号  
平成30年(2018年)4月10日

山陽小野田市長 様  
(監理室扱い)

大学推進室長



指名停止事案の発生報告について

このことについて、有資格業者が指名停止措置要領に定める措置要件に該当するものと認められるので、下記のとおり報告します。

記

商号又は名称	株式会社あい設計 山口支社
代表者氏名	支社長 金崎 博之
所在地	山口県山口市小郡下郷793番3号
事案発生日	平成30年3月30日
事案の概要	<p>設計成果品に記載のあるC棟の空気調和設備の見積額を違算したことにより、適正な業者選定が行えず、入札不調が続き、業者の決定が遅れ、平成30年2月末の工期までに工事が完了できなかった。</p> <p>また、工期までに完成しなかったことにより、代替施設での対応をしなければならない事態となり、想定していなかった経費が発生することとなった。</p> <p>さらに、設計図面にありながら見積積算資料に反映されない項目や数量があることも発覚しており、いずれも、設計成果品の信頼性を損なうものであり、円滑な工事の進捗を妨げることとなった。</p>
指名停止該当条項	別表1 措置基準2 (過失による粗雑工事)
部課長の意見	

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社あい設計  
(2) 代表者氏名 代表取締役 清水 慶典  
(3) 住 所 広島県広島市東区上大須賀町10番1.6号

### 2 指名停止措置期間

平成30年 5月 17日 ～ 平成30年 6月 16日 ( 1 カ月)

### 3 事案の経緯

株式会社あい設計は、山口東京理科大学薬学部増築工事（C棟機械設備工事）の積算を違算したことにより、適正な業者選定が行えず、入札不調が続き、請負業者の決定が大幅に遅れ、平成30年2月末までに工事を完了することができなかった。

このことは、本市の契約相手として不相当であると認められることから、指名停止措置を行うものである。

### 4 指名停止措置理由

山陽小野田市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領による。

#### <指名停止等措置要領別表1>

措 置 要 件	期 間
( 過失による粗雑工事 ) 2 市工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内

問い合わせ先

山陽小野田市監理室 電話 0836-82-1180 (直通)

別表1 措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 一般工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市工事の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1カ月以上6カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1カ月以上3カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p> <p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2カ月以内</p>